

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中第六十五号を第六十六号とし、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五	盛土、切土及び土石の 堆積の調査指導業務に 従事する者				
	作業服	作業服			作業帽
ゴム長靴	防寒衣	ズボン	冬用上衣	夏用上衣	
一	一	二	一	一	一
二	四	二	二	二	二

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。